

フランスにおける1939年7月29日の デクレによる保険会社に対する会計規制

内藤 高雄

1 序

プラン・コンタブル・ジェネラル (Plan Comptable Général — 以下、プラン・コンタブルと略称する) という標準会計原則によるフランスの会計標準化は、一般には第2次世界大戦終結後の1947年に初めてフランス自らの手で公表された1947年プラン・コンタブル¹⁾に端を発すると考えられている。その後1957年²⁾、1982年³⁾、そして1999年⁴⁾にそれぞれ改訂がおこなわ

1) Commission de Normalisation des Comptabilité, *Plan Comptable Général*, 1947.

2) Conseil National de la Comptabilité, *Plan Comptable Général*, 1957.

3) Conseil National de la Comptabilité, *Plan Comptable Général*, 1986.

その後1983年にEC会社法第7号指令「連結財務諸表」が発表されると、1986年には「一般会計」の部の末尾に「計算書類の連結—その方法」(Consolidation des comptes ; méthodologie) という連結会計に関する章を加えた修整版を発表した。なお、本論文作成にあたっては1986年修整版を使用した。

4) l'arrêté ministériel du 22 juin 1999 (PCG 1999).

EU各国の2005年からのIFRSの強制適用に向けて、フランスでは1998年に会計規制委員会 (le Comité de la Réglementation Comptable) が創設され、PCG1986を個別財務諸表に関する部分と連結財務諸表に関する部分の2つに分けた。そして個別財務諸表については、CRC規則第99-03号およびそれを承認する1999年6月22日の省令が公表された。これが一般には1999年プラン・コンタブルとされている。

れ、現在に至っている。

もちろんプラン・コンタブルには、第2次世界大戦中の1942年に、ドイツによる占領下でドイツ占領軍の指導により初めて公表された1942年プラン・コンタブル⁵⁾が存在する。しかしながらこの1942年プラン・コンタブルは、当時ドイツ本国で適用されていたゲーリング・プラン (Plan Göring ; シュマーレンバッハ (E. Schmalenbach) のコンテンラーメンを、1937年に戦時統制のために改悪したものを模倣したものであって、戦後のプラン・コンタブルの展開とは全く関係のないものである、と解されていた。

しかしながら筆者はこの通説を全面的に否定し、1942年プラン・コンタブルこそがフランスにおける会計標準化の第1版であり、ドイツによる占領以前からフランスには、プラン・コンタブルによる会計標準化思考があったことを指摘してきた。具体的には、以下のことを論じてきた。

すなわち第1に、すでに1880年にパリで開催された第1回全国会計専門家会議 (Congrès de Contabilités) や1901年にブダペストで開催された第8回国際統計学会⁶⁾ (L'Institut International de Statistique)、そして1910年から始まる一連の国際会計会議⁷⁾ (Congrès international de la Comptabilité) において、フランスをはじめ欧州各国で会計標準化の動きがあったことである。第2にこれらの会計標準化の動きを受けて、フランスでは、ドイツによる占領以前の1930年代末から、Plan Comptableによる会計標準化の動きがあった事実である⁸⁾。そして第3に1942年プラン・コンタブルは単にゲーリン

5) Commission Interministérielle, *Plan Comptable Général*, Edition Delmas, 1943.

6) 詳細については拙稿「フランスにおける会計標準化の起点」『杏林社会科学 研究』第37巻第2号を参照されたい。

7) 詳細については、拙稿「フランスにおける20世紀前半の会計標準化をめぐる状況」成城大学『経済研究』第162号を参照されたい。

8) 詳細については拙稿「フランスにおける会計標準化の端緒」『杏林社会科学 研究』第14巻第3号、および拙稿「1942年プラン・コンタブルの生成過程」『杏林社会科学 研究』第23巻第2号を参照されたい。

フランスにおける1939年7月29日のデクレによる保険会社に対する会計規制

グ・プランを翻訳したものではなく、主として下位勘定において、可能な限りフランス流の会計思考を取り入れようと工夫しており、この1942年プラン・コンタブルの単純バージョンをベースに、1947年プラン・コンタブルが二元論のプランを作成したことである⁹⁾。

このうち筆者は第2の論点である1930年代末からのPlan Comptableによる会計標準化の動きの中で、特に1939年7月29日に公表された保険会社に対する会計規制¹⁰⁾に注目した。これは筆者のプラン・コンタブル会計標準化の研究の出発点でもある、コーバン (R. Cauvin) の論稿により発見したものである。コーバンは論稿の中で、1942年プラン・コンタブルに至るフランスの会計標準化の展開として、保険会社に対する会計規制 (Réglementation comptable des assurances) を、軍需産業に関わる企業に対する会計規制 (Réglementation comptable des entreprises travaillant pour la Défense Nationale)、および銀行業に対する会計規制 (Réglementation comptable des banques) とともに指摘している¹¹⁾。すなわちコーバンは「1939年7月29日のデクレは同年10月17日の官報 (Journal Officiel) で公表されたが、それは非常に詳細な保険会社の会計規制を制定した¹²⁾」と論じ、そのデクレによる保険会社への会計規制が「勘定の強制的分類、様々な帳

9) 詳細については拙稿「1942年プラン・コンタブルと1947年プラン・コンタブルの関係」『杏林社会科学研究』第18巻第4号を参照されたい。

10) Décret relatif à la comptabilité des entreprises d'assurance de toute nature et de capitalisation, *Journal officiel de la République française, Lois et décret*, 17 octobre 1939, pp.12385 ~ 12433.

以下、注記ではDécret du 29 juillet 1939, *Journal officiel* 1939と略称する。

11) R. Cauvin, 《Historique et Critique du Plan Comptable Général》E. Archavlis, R. Cauvin, J. R. Orun, G. Romnet, *Journées d'Etudes Comptables Marseille, 1949, Le Plan Comptable Général Etudes et Rapports*, Edition du Conseil Régional de l'Ordre National des Expert-Comptables et Comptables Agrées, pp. 19 ~ 36.

12) *Ibid.*, p. 26.

簿の保持、および2つの様式に分けられた報告書の公表を要求していた¹³⁾」と指摘している。

この保険会社に対する会計規制については、デゴ (J-G. Degos)、パンスルー (C-C. Pinceloup)、ブリュネ (A. Brunet)、トゥッシュレイ (B. Touchelay)、中村宣一郎、青木侑、中原千勝も著書や論稿の中で論じている¹⁴⁾。

ところで、これらの諸文献はいずれもフランスにおける会計標準化の研究において貴重な資料ではあり、第2次世界大戦終結以前より、フランスにプラン・コンタブルによる会計標準化の動きがあったことを証明してはいるものの、ある意味ではいずれもいわば2次資料といってもよいものである。そこで筆者は保険会社に対する会計規制についての1次資料、すなわち法令そのものを参照しながら詳細な研究を試みるからこそが肝要であるとの結論に至った。

以上のような立場に立脚し、筆者は前稿で様々な形態の保険会社に対する規制を一元化し、保険業界の組織化をはかることを目的として公表された

13) *Ibid.*

14) J-G. Degos, *L'histoire de la comptabilité*, Press Université de Français, 1998, p. 103.

C-C. Pinceloup, *Histoire de la Comptabilité et des Comptables*, Edition Nice, 1993, p. 123.

A. Brunet, *La Normalisation comptable au service de l'entreprise, de la science et de la notion*, Edition Dunod, pp. 215 ~ 235.

B. Touchelay, 《 à l'origine du plan comptable français des années 1930 aux années 1960 》, *Comptabilité – Contrôle – Audit*, Histoire de la comptabilité, du management et de l'audit, numero thématique, juillet 2005, pp. 64 ~ 65.

中村宣一郎著『会計標準化の展開』1965年・ミネルヴァ書房、pp. 1 ~ 3。『会計統一化政策』1976年・ミネルヴァ書房、pp. 34 ~ 39。「フランスにおける会計標準化の生成および発展-1-」『會計』第88巻第3号、pp. 180 ~ 181。

青木脩著『フランス会計制度論』1977年・森山書店、p. 37。

中原千勝稿「フランス統一会計制度の研究 (1) — 「1947年会計案」について」『商学論集』第2巻第1号、p. 89。

フランスにおける1939年7月29日のデクレによる保険会社に対する会計規制

1938年6月14日のデクレ¹⁵⁾、保険会社の規制の一元化のための詳細な規制を定めた1938年12月30日のデクレ¹⁶⁾、および保険会社全般に対しての会計を標準化したものであり、保険会社全般にかかる一般規定、会計帳簿に関する規定、保険会社のカテゴリー別の債権の記帳・債務の記録、様々な報告書雛形、詳細な会計規定が定めた1939年7月29日のデクレの一般規定について考察した¹⁷⁾。

ところで1939年7月29日のデクレは10章62条からなる詳細な条文と、A1～A5、A20～A22、およびB1～B11、B23という膨大な報告書雛形(état modèle) からなり、以下の構成になっている。

第1章 一般規定

第2章 会計記帳

第3章 保険金の記帳・契約の記帳

第4章 1938年12月30日のデクレ第186条に規定された報告書

第5章 労働大臣提出報告書および文書(1938年12月30日付法令第187条第1項)

第6章 報告書雛形

第1節 損害保険会社

15) Décret unifiant le contrôle de l'Etat sur les entreprises d'assurances de toute nature et de capitalisation et tendant à l'organisation de l'industrie des assurances, *Journal officiel de la République française, Lois et décret*, 16 juin 1938, pp.6811 ~ 6816.

以下、注記ではDécret du 16 juin 1938, *Journal officiel* 1938と略称する。

16) Décret portant règlement d'administration publique pour la constitution des sociétés d'assurances et de capitalisation, des tontines et des syndicats de garantie et pour le fonctionnement et le contrôle de ces organismes, *Journal officiel de la République française, Lois et décret*, 31 décembre 1938, pp.14880 ~ 14899.

以下、注記ではDécret du 30 décembre 1938, *Journal officiel* 1938と略称する。

17) 拙稿「フランス会計標準化の萌芽～保険会社に対する会計規制と1939年7月29日のデクレの一般規定～」『杏林社会科学研究』第38巻第3・4号合併号。

第2節 生命保険会社、結婚給付金会社、出産給付金会社、積立保険会社など

第7章 労働災害に対する保険会社の特別規定

第8章 共同保険および再保険受入業務に関する特別規定

第1節 共同保険への加入

第2節 再保険の引き受け

第9章 手数料の償却

第1節 生命保険、結婚・出産給付金、積立保険・預金保険

第2節 損害保険

第10章 実施規則

このうち前稿でわれわれの研究対象は、保険会社全般に対する一般的な会計規定と会計帳簿について定めた第1章および第2章である。そこで本稿では前稿に引き続き、保険会社全般に対しての会計を標準化した1939年7月29日のデクレの第3章以降の規定を対象に、保険会社に対する会計規制について考察していくことにする。

2 保険金の記帳・契約の記帳

第3章は、損害保険会社、海上保険会社¹⁸⁾、労働災害に関する保険会社、生命保険会社および給付金参加会社に分けて、保険金の記帳と契約の記帳について規定している。

損害保険会社に対しては、まず第14条で、「1938年12月30日のデクレ第137条第7項から第18項までの認可を受けた直接保険のそれぞれのカテゴ

18) 1939年7月29日のデクレではこの海上保険会社について、1938年12月30日のデクレ第137条第16項に規定された会社、すなわち海上保険・運送保険事業を行う保険会社としている。(Décret du 29 juillet 1939, Art. 16, *Journal officiel* 1939, p. 12387. Décret du 30 décembre 1938, Art. 137. 16°, *Journal officiel* 1938, p. 14892.)

フランスにおける1939年7月29日のデクレによる保険会社に対する会計規制

リーごとに、1つまたは複数の保険金および引当金を記帳した帳簿を保管しなければならない¹⁹⁾」と規定している。その上で保管すべき帳簿には「通し番号、請求番号、請求日、保険証券番号、登録日、請求の性格と結果（概要）、保険会社名、被害者または受益者の氏名、仮査定、原則的な最終和解の日付と金額、裁判上の請求額、原則的な補償額と裁判所の判決日（判決が下された場合）、積立金と期末貸借対照表に資産計上された金額²⁰⁾」といった情報が記載される必要があるとしている。

続いて海上保険会社に対しては、人物、商品、貴重品の輸送および河川輸送する会社は保険金請求および引当金の記録を保持することが求められている。このうち、「保険金請求は受領後すぐに記録されるが、記録時期にかか

19) Décret du 29 juillet 1939, Art. 14, *Journal officiel* 1939, p. 12387.

なお1938年12月30日のデクレ第137条第7項から第18項は以下の保険業務である。

- 7) 信用リスクに対する保険業務、同様の技術的ルールに従った民事責任リスクに対する保険業務を含む。
- 8) 業務上または業務に関連して発生した事故に起因するリスクに対する保険業務。すべての車両の使用に起因するあらゆる種類のリスクに対する保険業務
- 9) すべての車両の使用に起因するあらゆる種類のリスクに対する保険業務
- 10) 上記以外の身体傷害リスクおよび障害・疾病リスクに対する保険事業
- 11) 火災・爆発に対する保険事業
- 12) 本条第7項、第8項、第9項および第11項以外の民事賠償責任リスクに対する保険業務。
- 13) 雹（ひょう）による損害に対する保険業務；
- 14) 家畜の死亡リスクに対する保険事業
- 15) 盗難に対する保険業務。
- 16) 海上保険・運送保険事業
- 17) 上記以外のすべてのリスクに対する保険業務で、定期的実施されるもので、認可申請時に明示的に指定する必要があります。
- 18) 再保険業務が他のカテゴリーに拡張されている会社が行うあらゆる種類の再保険業務。(Décret du 30 décembre 1938, Art. 137, *Journal officiel* 1938, pp. 14891 ~ 14892.)

20) *Ibid.*, Art. 8, *Journal officiel* 1938, p. 6812.

わらず、保険金請求は引受年度ごとに連続した番号で記載される²¹⁾」ことを求めている。また保持する帳簿については、「一般情報；代理店または仲介した代理人の名前；請求番号；請求の日付；引受番号；結果の日付または不明の場合はファイルの日付または調査の日付；船舶の名前。被保険者名、決済された日付と金額、負債の通貨、再保険者から払い戻された金額、分散された残りの請求の金額と分散されなかった請求の評価、再保険者の取り分²²⁾」の情報が含まれていなければならないとしている。

労働災害に関する保険会社に対しては、「死亡もしくは永久障害に至った請求、またはそのように推定される請求を、上記第14条および第15条に規定する（損害保険会社の場合と同様の…筆者注）帳簿と「重大災害帳簿」という第2の帳簿の両方に直ちに記録しなければならない²³⁾」としている。そしてこれらの帳簿には「重大災害番号、一般債権登録番号、事故発生日、重大災害登録日、被害者の姓、名、国籍、被害者の誕生日、雇用者名、契約番号、推定減給率、推定障害または死亡率、会計年度末の積立金を列挙する²⁴⁾」ものとしており、さらには「調停命令又は審判の日、決定の日、障害又は死亡の定額、年金番号、年金開始日、構成給付金、構成前の未払金、補装具積立金額、観察事項。改定後の年金の起算点、改定後の年金が支払われるようになったときの原年金の積立金、改定後の年金が支払われるようになったときの延滞金を含む積立金、積立金の増加額、減少額²⁵⁾」などをも記載することが求められている。

生命保険会社に対しては、デクレの第19条で、以下の情報を示す帳簿を保持することを要求している。すなわちその情報は、「シリアル番号：契約番号：保険の登録日、発効日、被保険者または会員の名前、保険金額（また

21) Décret du 29 juillet 1939, Art. 14, *Journal officiel* 1939, p. 12387.

22) *Ibid.*, Art. 16.

23) *Ibid.*, Art. 17, *Journal officiel* 1939, p. 12388.

24) *Ibid.*

25) *Ibid.*

フランスにおける1939年7月29日のデクレによる保険会社に対する会計規制

は経過年金)、保険料の額:同じ帳簿の別のシートまたは以下(第20条…筆者注)に規定する帳簿の1つに契約を解約または再契約した日付と理由、裏書の日付と数およびその目的に関する概要の情報²⁶⁾」である。

また給付金参加会社に対しては、「会計年度ごとに、発行日、証券番号、証券が登録されている場合は加入者の名前、引き受けた給付金を記載した、発行された契約の登録簿を作成する²⁷⁾」ことを要求している。

その上で、生命保険会社および給付金参加会社に対しては、「報告書雛形A-3²⁸⁾で言及されているカテゴリーまたはサブカテゴリーごとに、1つまたは複数の解約帳簿を保持する²⁹⁾」ことを求めている。この解約帳簿には「解約、請求または引き落としによる解約(給付金参加)、満期による解約、契約の変更(カテゴリー変更)およびその他の解約が別々に記録されている³⁰⁾」。そしてこれらの解約帳簿には、「契約番号、被保険者または加入者の氏名(生命保険のみ)、最初の未払保険料の支払期限、解約日または給付金の支払日、解約日または転換日、転換後の契約のクラス、などの情報が記載されている³¹⁾」のである。

このように保険会社のカテゴリーごとに保持しなければならない帳簿を詳細に規定した上で、第4章および第5章ではそれぞれの報告書の様式や内容について規定しているのである。

26) *Ibid.*, Art. 19.

27) *Ibid.*

28) 様式書A-3は様々なカテゴリーに特別に割り当てられた特定の控除・控除項目の詳細を示す表 (Tableau onxant Le détail de certains elements de crédit et de dédet spécialement affectés aux diverses catégories) とされている。(*Ibid.*, Etats A-3, *Journal officiel* 1939, pp. 12393 ~ 12394.)

29) *Ibid.*, Art. 20, *Journal officiel* 1939, p. 12388.

30) *Ibid.*

31) *Ibid.*

3 1938年12月30日のデクレ第186条に規定された報告書

1939年7月29日のデクレの第4章では1938年12月30日のデクレ第186条に規定された年次報告書の詳細について明らかにしている。すなわち1938年12月30日のデクレ第186条は「会社または保険会社は、デクレで定める日および方法により、財務表および統計表を添付した全事業の詳細な年次報告書を発行し、財務大臣に提出しなければならない³²⁾」と規定している。その上で、「損益計算書および貸借対照表を総会に提出する前に、遅くとも監査役に提供しなければならない³³⁾」としている。

この1938年12月30日のデクレ第186条を受けて、1939年7月29日のデクレでは、第4章の冒頭で、「1938年12月30日の政令第186条の規定に従って発行され、労働大臣に提出される詳細な年次報告書には、次の要素を含まなければならない。

この政令で定められた報告書雛形A-1に準拠して作成された貸借対照表。

上記第6条の規定に基づき作成された一般損益計算書。

貸方残高または借方残高の分配計算書³⁴⁾」と規定している。

前稿で論じたように、この1939年7月29日のデクレの第2章「会計記帳」では、保険会社が作成する貸借対照表と一般損益計算書の様式について規定している。すなわち第5条で、「貸借対照表は、デクレで定められた報告書雛形A-1に従って作成されなければならない³⁵⁾」と規定している。また一般損益計算書について第6条で、「企業の選択により報告書雛形A-2または報告書雛形A-2 bisに従って作成されるものとする³⁶⁾」とし、さらに「一般損益計算書に報告書雛形A-2 bisを採用する企業は、加えて報告書雛形A-2を作

32) Décret du 30 décembre 1938, Art. 186, *Journal officiel* 1938, pp. 14896 ~ 14897.

33) *Ibid.*

34) Décret du 29 juillet 1939, Art. 22, *Journal officiel* 1939, p. 12388.

35) *Ibid.*, Art. 5, *Journal officiel* 1939, p. 12385.

36) *Ibid.*, Art. 6.

フランスにおける1939年7月29日のデクレによる保険会社に対する会計規制

成して1938年12月30日の法令第186条にいう報告書にこれを挿入しなければならない。一方、一般損益計算書に報告書雛形A-2を採用している会社は、報告書雛形A-2 bisを作成する必要はない³⁷⁾」と規定している。その上で、利益または損失の処分計算書の提出をも求めているのである。

さらに、「この政令で定める「報告書雛形A」と呼ばれる会計、財務または統計の明細書。労働大臣の年次命令により、この政令に定める「報告書雛形B」と呼ばれる財務会計または統計会計の一部または全部³⁸⁾」の提出をも要求している。

この「報告書雛形A」および「報告書雛形B」の2種類の報告書について中村は、「保険会社が作成を要求された標準様式Aおよび標準様式Bの二つであった。標準様式Aの報告書は出資者、債権者、被保険者等利害関係者に対して保険会社の財政状態および営業成績を明瞭に報告するものであるのに対し、標準様式Bの報告書は監督官庁や経営者に必要な情報を提供するものであった³⁹⁾」と論じている。「保険業は公共性の強い業務であるにもかかわらず、保険会社会計はそれまで会社毎に異なり多様を極めていたのであって⁴⁰⁾」、この1939年7月29日のデクレは「経営管理のための基礎資料を提供すること、監督官庁に必要な資料を提供することおよび被保険者や出資者等利害関係者に保険会社の財務的実体を明示することという三つの観点から保険会社会計の改善を目的として、主に会計報告の側面を中心に規定していた⁴¹⁾」ものであると中村は指摘している。そういう意味では、中原が指摘するように、「特殊部門とはいえ、フランス会計革命の第一段階である⁴²⁾」と言えるので

37) *Ibid.*

38) *Ibid.*

39) 中村宣一郎稿前掲論文、p. 180.

なお、中村は論稿の中で、Etat modèleを標準様式と訳している。

40) 同上書、p. 181.

41) 同上書、p. 180.

42) 中原千勝前掲論文、p. 89.

あって、フランスにおける会計標準化に果たした役割は大きいと言えよう。

以上のように規定した後で、1939年7月29日のデクレは労働大臣に提出される年次報告書について、「総会による会計の承認後30日以内、遅くとも毎年6月15日までに、10部（うち2部は証明書付き）を労働大臣に送付しなければならない⁴³⁾」と規定している。そして保険業界の組織化をはかることを目的として公表された1938年6月14日のデクレをはじめとした一連の保険会社に対するデクレの適用を受ける保険会社は、報告書雛形A-1、A-2またはA-2 bisに従って、貸借対照表および一般損益計算書を、フランス共和国政または指定された新聞に掲載しなければならない⁴⁴⁾と規定している。

また労働災害に関する保険会社に対しては、「一般損益計算書のモデルとして報告書雛形A-2 bisを採用した会社は、さらに、報告書雛形B-3 terに従って、特別管理の損益計算書をこの出版物の後に挿入しなければならない⁴⁵⁾」とし、その上ですべての保険会社に対して、開示は、「総会での会計承認後2ヶ月以内、遅くとも毎年7月15日に行わなければならない⁴⁶⁾」と規定しているのである。

4 労働大臣提出報告書および文書（1938年12月30日のデクレ第187条第1項）

1939年7月29日のデクレの第5章では、1938年12月30日のデクレ第186

43) Décret du 29 juillet 1939, Art. 24.

44) *Ibid.*, Art. 25.

貸借対照表および一般損益計算書のモデルである報告書雛形A-1、A-2またはA-2 bis、B-3 terについては、前掲拙稿「フランス会計標準化の萌芽～保険会社に対する会計規制と1939年7月29日のデクレの一般規定～」に提示してあるので、参照されたい。

45) *Ibid.*

46) *Ibid.*

フランスにおける1939年7月29日のデクレによる保険会社に対する会計規制

条に規定された財務大臣に提出する明細書、表、文書について規定している。すなわち1938年12月30日のデクレ第187条第1項は、「会社または保険会社は、財務状況、業務の進捗状況、保険料または負担金の徴収、保険金の決済、引当金の評価および表示を管理できるすべての明細書、表、文書を、政令で定められた様式および時期に財務大臣に提出することが義務付けられている⁴⁷⁾」と規定している。

この1938年12月30日のデクレ第187条第1項を受けて1939年7月29日のデクレの第5章はまず、「会社は、通常総会開催後30日以内、遅くとも毎年6月15日までに、過去会計年度に行われた業務に関する資料で、次に掲げるものを含むものを労働大臣に提出しなければならない⁴⁸⁾」と規定している。その上で労働大臣に提出しなければならない資料として、以下のものを提示している。すなわち、① 会社名、住所、設立日、定款の写し。②取締役会メンバーおよび経営陣の氏名、居住地、国籍、資格、③子会社および親会社のリスト、④運営される保険のリスト、運営開始日および承認日、⑤会社が営業している国のリストと保険種目、当該国の監督当局による承認がある場合はその承認日、⑥会計年度中の契約を示す表、会計年度中の定款の変更、フランス国内で運営される支店、海外での事業、植民地および保護領での変更（フランスまたは外国の監督当局による新規承認、承認の取消、事業の延長、事業の停止）、⑦当該会計年度中に発行された社債その他の借入金、当該会計年度中の返済および償却。⑧会社が保証人となっている会社または個人へのリスト、⑨株主総会または社員総会における取締役会の報告および監査役の報告、⑩当該保険会社が他の法人等に保証を与えているかいないか、⑪会計年度中に行われた変更を示す表、設立資金の償却や引当金の情報など⁴⁹⁾

47) Décret du 30 décembre 1938, Art. 187, *Journal officiel* 1938, p. 14897.

48) Décret du 29 juillet 1939, Art. 26, *Journal officiel* 1939, p. 12389.

49) *Ibid.*, Art. 27.

なお、デクレ原文では「遅くとも毎年6月85日までに」となっているが、誤りであり、24条と同様に「6月15日までに」の誤りと思われる。

が求められている。

また当該デクレの対象となる保険会社は、「毎年3月15日および8月15日までに、前年の下半期および当年の上半期に発生した資産（譲渡可能証券および不動産証券）の構成に関する変更報告書を作成しなければならない⁵⁰⁾」とし、その上で「この明細書には、有価証券の名称、購入または売却の日付、購入または売却価格、または貸付金額もしくは返済金額、資産に加えられたまたは資産から差し引かれた価値、といった情報を記載しなければならない⁵¹⁾」としている。さらに「労働災害年金の特別管理に割り当てられた有価証券に関する表には、上記に示した情報のほか、有価証券の額面金額、同種の有価証券の数または年金項目額、有価証券または証書の番号も表示しなければならない⁵²⁾」ことを規定している。

5 1939年7月29日のデクレで定めている報告書雛形およびその他の規定

以上のように、1939年7月29日のデクレの第4章および第5章で、1938年12月30日のデクレ第186条および第187条第1項に定められた、労働大臣に提出する年次報告書の種類について規定したうえで、1939年7月29日のデクレは第6章で報告書雛形について詳細に規定している。具体的には1938年12月30日のデクレ第137条第7項から17項までの業務を行う企業または保険会社、すなわち損害保険会社と、第1項から第6項までのいずれかの業務を行う会社、すなわち生命保険会社、結婚給付金会社、出産給付金会社、積立保険会社などに分けて、報告書雛形について明らかにしている。

まず、1939年7月29日のデクレは、保険会社全般に対して、公表または

50) *Ibid.*, Art. 28.

51) *Ibid.*

52) *Ibid.*

フランスにおける1939年7月29日のデクレによる保険会社に対する会計規制

公開した決算書において、「保険契約者や年金受給者に対する会社の負債の実際の値である数理的引当金、支払備金および未払法人税等の評価額である支払備金、当該年度に稼得されなかった保険料に対応する費用の評価である危険引当金、保険契約者または受益者に対するその他の負債の評価であるその他の技術的引当金の内容を説明する文言を記載しなければならない⁵³⁾」としている。この規定についてブリュネは、「公開または公表された財務諸表において、専門家ではない読者が意味を理解できないと思われる、数学的準備金、支払備金、流動リスクに対する準備金、その他の技術的準備金の簡単な定義を提供することで、計算書雛形の品質をさらに向上させるための施策である⁵⁴⁾」としている。

以上のように規定したうえで、損害保険会社については、以下のように報告書雛形を規定している。

「貸借対照表は報告書雛形A-1、B-1⁵⁵⁾。

一般損益計算書は報告書雛形A-2、B-2；A-2 bis、および報告書雛形A-3およびB-3；A-3 bis、B-3 bisおよびB-3 ter。

1938年12月30日の政令第149条に規定される契約の明細書およびその資産による表示は報告書雛形A-4およびB-4。

会社の有価証券および不動産資産の明細は報告書雛形A-5、B-5。

譲渡人に送金された有価証券の明細書は報告書雛形B-6。

バランスシートの通貨別内訳は報告書雛形B-7。

外国別損益計算書および未解決のリスクに対する保険料および引当金の計算書は報告書雛形B-9、B-10、B-10 bis。

53) *Ibid.*, Art. 32.

54) A. Brunet, *Op.cit.*, p. 223.

55) 既述のように報告書雛形Aは出資者、債権者、被保険者等利害関係者に対して保険会社の財政状態および営業成績を明瞭に報告するものであり、報告書雛形Bは監督官庁や経営者に必要な情報を提供するもので、当然のことではあるが、貸借対照表や一般損益計算書は両者の雛形は同じものになる。

保険クラスに配分されたその他の引当金の報告は報告書雛形B-11⁵⁶⁾。]

その上で、損害保険会社に対する報告書雛形として、1939年7月29日のデクレでは、報告書雛形A-1、B-1からB-11までの報告書雛型を提示している⁵⁷⁾。

これに対して生命保険会社、結婚給付金会社、出産給付金会社、積立保険会社などについては、以下のように報告書雛形を規定している。

「貸借対照表は報告書雛形A-1、B-1。

一般損益計算書は報告書雛形A-2とB-2、A-2 bis。

様々なカテゴリー毎に特別に割り当てられた特定の貸方および借方の詳細を示す表は報告書雛形A-3、B-3。

使用権および実質所有権勘定は報告書雛形A-3 bis。

1938年12月30日のデクレ149条によって規制対象とされた契約および資産による所有の明細は報告書雛形A-5、B-5。

譲渡先への有価証券の送金明細書は報告書雛形B-6。

バランスシートの通貨別内訳は報告書雛形B-7。

外国別損益計算書は報告書雛形B-8。

給付金の移動と年金保険は報告書雛形A-20。

国別の数学的引当金の計算書は報告書雛形A-21。

給付金と年金の動き、再保険の控除は報告書雛形A-22。

未解決のリスクに対する数理的な引当金の詳細な計算書は報告書雛形B-23⁵⁸⁾。]

その上で、生命保険会社、結婚給付金会社、出産給付金会社、積立保険会社などに対する報告書雛形として、1939年7月29日のデクレでは、報告書

56) Décret du 29 juillet 1939, Art. 35.

57) *Ibid.*, *Journal officiel* 1939, pp. 12390 ~ 12412.

58) *Ibid.*, Art. 37, *Journal officiel* 1939, p. 12412.

フランスにおける1939年7月29日のデクレによる保険会社に対する会計規制
雛形A-1、B-1からB-23までの報告書雛型を提示している⁵⁹⁾。

1939年7月29日のデクレはこの後、第7章で労働災害に対する保険会社の特別規定についても明らかにしている。この中では、特に当該保険会社が労働大臣に提出するものとして、以下のものを要求している。

「A. - 各社とも四半期ごとに、デクレで定める雛形による決算書。

B. 年金のサービスを保証している企業は四半期ごとに

- a) 創設された給付金および支払期日または支払済の延滞金の概要表。
- b) 年金グループ化帳簿からの認証済み抜粋。
- c) 終身年金および一時年金に関する概要。

これらの文書は、デクレで定める雛形に従って作成されるものとする。

C. 各社とも年1回、重大な未払請求に対する引当金を決定するために使用される明細書。

D. - 年金サービスを行っている会社については、年1回、特別管理用数理的引当金決定のための明細書⁶⁰⁾」。

次いで第8章で共同保険および再保険受入業務に関する特別規定を明らかにしている。共同保険事業を営む保険会社は、「通常の直接保険事業として会計処理されなければならない、1938年6月14日の政令により直接保険事業に適用されるすべての規則に従わなければならない⁶¹⁾」が、1939年7月29日のデクレ第46条に定める条件、すなわち1938年12月30日のデクレ第180条および1938年6月14日のデクレ第6条により定められた監督監査人の監査に服することを受入れた場合にのみ、「報告書雛型A-3およびB-3の特別会計の対象となり⁶²⁾」、参加率に関するものを除き、「労働大臣に共同保険事業から提供された数字の証明を提出する必要はないし、報告書雛型B-9およ

59) *Ibid.*, *Journal officiel* 1939, pp. 12413 ~ 12431.

60) *Ibid.*, Art. 40, *Journal officiel* 1939, p. 12429.

61) *Ibid.*, Art. 45, *Journal officiel* 1939, p. 12432.

62) *Ibid.*, Art. 47.

びB-10計算書には含まれないものとする⁶³⁾」と規定している。

そして1939年7月29日のデクレはこの後、第9章で手数料の償却、そして第10章で実施規則について規定しているのである。

6 結び

本稿でわれわれは1939年7月29日のデクレについて、前稿で考察した一般規定以降の規定について明らかにしてきた。前稿で考察した1938年6月14日のデクレ、および1938年12月30日のデクレと合わせて、フランスで1930年代末に行われた保険会社に対する会計規制は、以下のようにまとめることができる。

「1938年6月14日のデクレは様々な形態の保険会社に対する規制を一元化し、保険業界の組織化をはかることを目的として公表されたデクレで、保険会社に対する国家の認可・監督、優遇措置、清算規定、専門的な補償や組織、罰則など、包括的な規制が定められている。そしてこのデクレを受けて作成・公表された1938年12月30日のデクレは施行令にあたるもので、保険会社の規制の一元化のための詳細な規制を定めているのである⁶⁴⁾」。そしてこれらの2つのデクレを受けて、損害保険会社、生命保険会社、結婚・出産給付金給付会社、積立保険・預金保険会社に対して、詳細な会計規定と計算書雛形を規定したのが1939年7月29日のデクレである。

この一連の保険会社に対する会計規制の作成に関して、主導的役割を果たした人物がフーラスティエ (J. Fourastlé) であることを、ブリュネは著書の中で明記している⁶⁵⁾。その上で、ブリュネは、「フランスで初めて公式に会計

63) *Ibid.*

64) 前掲拙稿「フランス会計標準化の萌芽～保険会社に対する会計規制と1939年7月29日のデクレの一般規定～」p. 20.

65) A. Brunet, *Op.cit.*, pp. 216～217.

フランスにおける1939年7月29日のデクレによる保険会社に対する会計規制の標準化が行われたものである⁶⁶⁾』と評価している。

ブリュネは当時の保険業界が、「労働災害、生命保険、積立保険、自動車事故など、この産業のさまざまな部門の特性を考慮することによって、行政が介入し、それぞれの部門を分離して考えて規制したため、多様性は深刻であり」、例えば「同じ会社の異なる支店間で、同じ会社の同じ支店の複数の部門間で⁶⁷⁾」会計処理手続が異なるという状況であったのである。そのため、この一連の保険会社に対する会計規制は、「監督当局が保険業界全体の経済的な方向性を確保できるようにする⁶⁸⁾」ため、および同時に「保険契約者や貯蓄者が支払能力のある保険会社を選択できるように、会社の財務的な質を判断する手段を提供すること⁶⁹⁾」を目的としていたのである。

それではこの一連の保険会社に対する会計規制は、1942年プラン・コンタブルに始まるフランスのプラン・コンタブルによる会計標準化と結びつくものであろうか。

デゴは著書の中でこの保険会社に対する会計規制について、「保険会社に対するプラン・コンタブル⁷⁰⁾』と呼んでいる。しかしながらこの保険会社に対する会計規制をプラン・コンタブルと呼ぶことはいささか無理があると言えるであろう。何故ならば1942年プラン・コンタブル、そして現在までの第2次大戦後のプラン・コンタブルで終始一貫して収録されているカドル・コンタブル (cadre comptable) という要約勘定分類を中心とした勘定組織、そして勘定コードが、保険会社に対する会計を規定した1939年7月29日のデクレには収録されていないからである。

この点に関してブリュネは、この1939年7月29日のデクレは「勘定科目表の使用を企業に義務付ける代わりに、企業が尊重すべき一定の計算書雛形

66) *Ibid.*, p. 216.

67) *Ibid.*

68) *Ibid.*, p. 217.

69) *Ibid.*

70) J-G. Degos, *Op.cit.*, p. 103.

を制定しようとするものである⁷¹⁾』としている。その上で、1939年7月29日のデクレが選んだ「計算書雛形方式」が「勘定科目表方式」と比較して、「正確な情報が得られる専門的な産業に適しており、計算書雛形は、すべての企業にとって本当に比較可能な形で、重要な結果を実際に表示するための必須ルールを構成している⁷²⁾』としている。

以上のように論じた上で、ブリュネは「1939年7月29日のデクレは、フランスで初めて権威によって制定された体系的な標準化措置であった。これは、最も改革が必要で、かつ最も改革が容易な業界における措置であった」と評価しているのである。

もちろん、1942年プラン・コンタブルに始まり、現在までのプラン・コンタブルは会計標準化にあたって、1939年7月29日のデクレが選択した「計算書雛形方式」ではなく、「勘定科目表方式」を採用している。これはおそらく1939年以降のフランスの会計標準化を巡る様々な状況、とりわけドイツによる占領という政治的状況が影響しているであろう。

その後フランスでは、1939年7月29日の保険会社に対する会計規制を定めたデクレの公表と同日に、フランスでは軍需産業に対する会計規制を公表している。その後「1939年11月に、直接税一般管理局 (DGCD : Direction générale des contributions directes) が『経済財政研究委員会』 (Commission d'études économiques et fiscales) という委員会にプラン・コンタブルの作成の責務を負わせた⁷³⁾」。経済財政研究委員会は1940年2月には、「会計標準化研究委員会 (Commission d'étude sur la normalisation des comptabilités) と改称された⁷⁴⁾」のである。

71) A. Brunet, *Op.cit.*, pp. 218 ~ 219.

72) *Ibid.*, p. 219.

73) B. Touchelay, À l'origine du plan comptable français des années 1930 aux années 1960, *Comptabilité – Contrôle – Audit, Histoire de la comptabilité, du management et de l'audit*, numero thématique, juillet 2005, p.64.

74) *Ibid.*

フランスにおける1939年7月29日のデクレによる保険会社に対する会計規制

その後1940年6月、ドイツによるフランスの占領を経て、1941年4月22日のデクレによって、ヴィシー政府の各省の代表者からなるプラン・コンタブル省際委員会 (Commission Interministérielle) が創設され、1942年プラン・コンタブルの作成に取り掛かることになる。そして1941年6月13日14日の法律によって、銀行業に対して標準様式の勘定使用を強制する会計規制を公表し、1942年4月22日のデクレによって、1942年プラン・コンタブルを公表したのである。従って1942年プラン・コンタブルはドイツの占領の後に、唐突に公表されたのではなく、フランスの会計標準化が段階的に動いていたことは明確である。

筆者は、軍需産業に対する会計規制、そして銀行業に対する会計規制についても、1次資料をもとに詳細な検討が必要であると考えているが、これについては稿を改めたい。

ところでこの1939年7月29日のデクレによる保険会社に対する会計規制が採用した計算書雛形方式の標準化は、リシャル (J. Richard) が論稿の中で指摘している、ガルニエ (P. Garnier) が1945年11月にフランス組織国家委員会 (CNOF : Comité National de l'Organisation Française) に提出した、会計組織のカテゴリー毎の合理的プランのカドル (Cadre par Catégories du Plan Rationnel d'Organisation des Comptabilités) を筆者に想起させた⁷⁵⁾。も

トゥッシュレイは論稿の中で会計標準化研究委員会はシェズルプレトル (J. Chezleprêtre) が主宰し、1940年2月にプラン・コンタブルの草案を発表したことを明らかにしている。詳細については前掲拙稿「1942年プラン・コンタブルの生成過程」を参照されたい。

75) リシャルによれば、この会計組織のカテゴリー毎の合理的プランのカドルは第1等級：経営勘定、第2等級：貸借対照表勘定、第3等級生産性勘定、第4等級控除勘定に分け、その上で、各等級を10進法を使って分類している。例えば第1等級の経営勘定は一般損益計算書を表し、11, 13, 15, 17, 19の奇数の勘定を費用勘定に、12, 14, 16, 18の偶数の勘定を収益勘定に充てている。(J. Richard, [1993] 《Les Origines du Plan Comptable Français de 1947 : Les Influences de la Doctorine Comptable Allemande》 *Cahier de recherche* Université Paris Dauphine, 1993, No. 9302, pp. 16 ~ 19.)

ちろん1939年7月29日のデクレによる保険会社に対する会計規制が採用した計算書雛形方式、1942年に始まるプラン・コンタブルが採用した勘定表方式、そして両者をつなぐ可能性のある合理的プランのカドルについても、今後、さらなる詳細な検討が必要であろう。

いずれにしてもプラン・コンタブルによるフランスの会計標準化は、この1939年7月29日のデクレによる保険会社に対する会計規制によって、はじめて本格的に制度化されたのである。